

北里大学保健衛生専門学院科目等履修生規程

平成 7年 4月 21日 制定

平成 20年 4月 1日 改正

平成 20年 10月 9日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学保健衛生専門学院学則（以下「学則」という。）第26条第3項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の科目等履修生に関して必要な事項を定めるものとする。

(科目等履修生)

第2条 本学院の学生以外の者が本学院の授業科目の一又は複数の科目の履修を希望するときは、正規の学生の学修に支障のない限り、科目等履修生としてこれを許可することがある。

(出願資格)

第3条 科目等履修生として出願できる者は、学則第13条に該当し、かつ、履修科目を学修し得る十分な学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として履修を希望する者は、次に掲げる書類に、学則第26条第2項に規定する別表（6）（以下「別表（6）」という。）に定める審査料を添えて学院長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（学籍原簿）
- (2) 履歴書
- (3) その他必要と認められる書類

2 本学院の卒業生は、審査料を免除する。

(出願期間)

第5条 出願期間は、次のとおりとする。

- (1) 前期 3月上旬から3月下旬まで
- (2) 後期 7月上旬から7月下旬まで

(選考及び履修の許可)

第6条 志願者の選考は、教師会において行い、履修の許可は、教師会の議を経て学院長が決定する。

(履修許可の時期及び履修期間)

第7条 科目等履修生の履修許可の時期は、学期の初めとする。

2 履修期間は、当該学期の終わりまでとし、当該年度を超えることはできない。

3 科目等履修生として在学した年数は、学則第5条に規定する修業年限に換算することができない。

(学費等)

第8条 科目等履修生として許可された者は、別表(6)に定める登録料及び学費等を所定の期日までに納入しなければならない。

2 いったん納入した学費は、理由のいかんにかかわらず、一切返還しない。

(履修科目の修了認定)

第9条 科目等履修生が、履修した科目の試験を受け、当該試験に合格したときは、単位認定会議の議を経て、当該科目の修了を認定する。

2 学習評価については、学則第10条に定めるとおりとする。

3 科目等履修生から願い出があったときは、修了を認定された科目の履修証明書を交付する。

(履修許可の取消し)

第10条 科目等履修生が次の各号の一に該当したときは、履修の許可を取り消す。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 本学院の秩序を乱し、科目等履修生としての本分に著しく反する行為があったとき。

(3) 第8条に定める学費の納入義務を怠ったとき。

(4) その他この規程及び学則に違反したとき。

(規定の準用)

第11条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則の規定を準用する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この規程は、平成7年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。